

B 遅延利息に関する問題

下請法4条の2では、遅延利息の対象行為は支払遅延に限られています。しかし、減額についても、支払われなかった委託代金との差額部分について、支払遅延と同等と評価し得ることから、遅延利息の対象とするとされています。

C 既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備

下請法7条1項では、受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合に行われるものと規定されており、既に行為がなくなっている場合には勧告できません。しかし、勧告の内容には再発防止策なども含まれ得ることから、受領拒否、支払遅延及び報復措置について、過去に当該行為をした事実が認められた場合には、勧告することができるようになるべきとされています。

D 書面の交付等に係る規定の整備

下請法3条では、書面の交付が義務付けられており、同条2項で、電磁的方法で提供する場合には下請事業者の事前の承諾が必要とされています。しかし、電磁的方法の提供については、広く普及している電子メールによることも可能であり、利用できるようにすべきとされています。

3 今後の検討課題

適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象とならない取引を含むサプライ

チェーン全体における適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題（特に着荷主と実運送事業者の問題）に対する対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応することが必要であることから、「企業取引研究会」を再度開催することになりました⁴。

なお、中小企業者との知的財産・ノウハウの取引に関しては、知的財産取引適正化ワーキンググループを設置し検討していくことになりました⁵。

いずれも報告書等の公表の際には、ご紹介させていただきたいと考えています。

(注)

1 パブリックコメントの提出期限は8月15日23:59となっています。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250716_toriteki.html

2 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html

3 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_appendix.pdf

4 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250729_kigyotorihiki.html

5 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250801_chizaiwg.html

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第22回「改正下請法（中小受託取引適正化法）大づかみ」

講師：弁護士 富山 聡子

開催日時：2025年9月18日（木）15時00分～15時30分

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。

改正によって、下請法は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（「中小受託取引適正化法」、「取適法」）となりました。

施行は令和8年1月1日に予定されていますが、従来の下請法実務から大きく変わる点もありますので、主に親事業者の立場から、改正下請法の留意点と施行日までの準備事項についてご説明します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_rzLq9MyCRrGhfCs5TByQ

